

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	1ページの11行目「移動」は、2ページの表に該当箇所は無いのではないか？	御意見を踏まえ、修正することを検討いたします。
2	<p>第12条2項 「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(略)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」という部分は、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(略)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような記述にし、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える(国として、デジタル技術の利用に際して、適切なセキュリティが確保されるように配慮されるようにすべきであるので。法令によって安全性についての配慮が行われるようにするための記述がある事は、重要性のある事と考える。)</p> <p>なお、加えて言うと、法務省及び総務省は、登記や戸籍や住民票事務において用いるクラウド・コンピューティング・サービス等については、国が用意したプライベートクラウド的なサービスが用いられるようにするよう計らわれたい。登記情報にしても戸籍情報にしても住民票情報にしても、民間の事業者のホストにデータを置くのは問題性があるものである。</p> <p>更に加えて言うと、国は、LGWANの基盤の運営事業者について、ソフトバンク系からNTT系に変更されたい。NTT系の方が国からの管理が行いやすいのでその方が適切であるはずである(加えて言うと、ソフトバンク系は既にLINE等で大きな問題を発生させている。)</p> <p>意見は以上である。</p>	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。